

## 昭和四十五年法律第三百三十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

### 目次

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| 第一章 総則（第一条—第三条）                                  | 第二章 船舶からの油の排出の規制（第四条—第六十九条）          |
| 第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等                        | 第三章 船舶からの有害液体物質等の排出の規制（第六十一条—第六十九条）  |
| 第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制（第六十二条—第六十九条）              | 第二節 登録確認機関（第六十条—第六十九条）               |
| 第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制（第六十一条—第六十九条）                  | 第三章の二 船舶からの有害水バラストの排出の規制等            |
| 第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制（第六十一条—第六十九条） | 第五章 船舶からの大気中の有害ガスの放出の規制（第六十一条—第六十九条） |
| 第五章 廃油処理事業等（第二十一条—第三十七条）                         | 第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第三十八条—第四十二条）    |
| 第六章の二 指定海上防災機関（第四十二条）                            | 第七章 雜則（第四十三条—第五十四条）                  |

### 第八章 罰則（第五十四条の二—第六十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十五条—第六十九条）

### 附則

#### 第一章 総則

**(目的)** この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、船舶から海面に有害水バラストを排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の確実な実施を確保し、もつて海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

**二 油** 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の國土交通省令で定める油及びこれらの中の油を含む油性混合物（國土交通省令で定めるものを除く。以下単に「油性混合物」という。）をいう。

**三 有害液体物質** 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質）であるが、その他の物質であつて、船舶によつて政令で定める物質であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物船の洗浄水その他船内において生じた不要な液体物質（海洋汚染等及び海上災害の防止）

**四** 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）とおいて管理されるものをいう。

**五** 有害液体物質 有害液体物質及び未査定液体物質をいう。

**六** 廃棄物 人が不要とした物（油、有害液体物質等及び有害水バラストを除く。）をいう。

**七** 排出 物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。

**八** 燃却 海域において、物を処分するため燃焼させることをいう。

**九** タンカー その貨物船の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のため構造を有する船舶（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）

**十** 海洋施設 海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）

**十一** 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

**十二** ビルジ 船底にたまつた油性混合物をいう。

**十三** 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。

**十四** 廉油処理施設 廉油の処理（廉油が生じた船舶内での処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廉油処理設備」という。）の総体をいう。

**十五** 廉油処理事業 一般の需要に応じ、廉油から放出される排出ガスによる大気の汚染地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。第十八号及び第五十一条の五において同じ。）及びオゾン層の破壊をいう。

**十六** 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。

**第一条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 海域（港則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）において航行の用に供する船舟類をいう。

二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の國土交通省令で定める油及びこれらの中の油を含む油性混合物（國土交通省令で定めるものを除く。以下同じ。）その他の大気を汚すものとして政令で定めるもの、二酸化炭素及びオゾン層破壊物質をいう。

三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質）であるが、その他の物質であつて、船舶によつて政令で定める物質であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物船の洗浄水その他船内において生じた不要な液体物質（海洋汚染等及び海上災害の防止）

**四** 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）とおいて管理されるものをいう。

**五** 有害液体物質 有害液体物質及び未査定液体物質をいう。

**六** 廃棄物 人が不要とした物（油、有害液体物質等及び有害水バラストを除く。）をいう。

**七** 排出 物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。

**八** 燃却 海域において、物を処分するため燃焼させることをいう。

**九** タンカー その貨物船の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のため構造を有する船舶（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）

**十** 海洋施設 海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）

**十一** 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

**十二** ビルジ 船底にたまつた油性混合物をいう。

**十三** 廉油 船舶内において生じた不要な油をいう。

**十四** 廉油処理施設 廉油の処理（廉油が生じた船舶内での処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廉油処理設備」という。）の総体をいう。

**十五** 廉油処理事業 一般の需要に応じ、廉油から放出される排出ガスによる大気の汚染地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。第十八号及び第五十一条の五において同じ。）及びオゾン層の破壊をいう。

**十六** 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。

**二 油** 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の國土交通省令で定める油及びこれらの中の油を含む油性混合物（國土交通省令で定めるものを除く。以下同じ。）その他の大気を汚すものとして政令で定めるもの、二酸化炭素及びオゾン層破壊物質をいう。

**三 有害液体物質** 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質）であるが、その他の物質であつて、船舶によつて政令で定める物質であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物船の洗浄水その他船内において生じた不要な液体物質（海洋汚染等及び海上災害の防止）

**四** 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）とおいて管理されるものをいう。

**五** 有害液体物質 有害液体物質及び未査定液体物質をいう。

**六** 廃棄物 人が不要とした物（油、有害液体物質等及び有害水バラストを除く。）をいう。

**七** 排出 物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。

**八** 燃却 海域において、物を処分するため燃焼させることをいう。

**九** タンカー その貨物船の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のため構造を有する船舶（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）

**十** 海洋施設 海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）

**十一** 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

**十二** ビルジ 船底にたまつた油性混合物をいう。

**十三** 廉油 船舶内において生じた不要な油をいう。

**十四** 廉油処理施設 廉油の処理（廉油が生じた船舶内での処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廉油処理設備」という。）の総体をいう。

**十五** 廉油処理事業 一般の需要に応じ、廉油から放出される排出ガスによる大気の汚染地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。第十八号及び第五十一条の五において同じ。）及びオゾン層の破壊をいう。

**十六** 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。



業手引書」という。)に従つて行わなければならぬ。

4 第一項の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。

5 前項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を當該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち船舶間貨物油積替えに関する作業を行うものに周知させなければならない。

6 第四項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替えが行われたときは、その都度、積み替えられた貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

7 第一項のタンカーの船長は、前項の記録をその作成の日から三年間当該タンカー内に保存しなければならない。

8 第一項及び第三項から前項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための船舶間貨物油積替え

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により貨物油が排出された場合において引き続く貨物油の排出を防止するための船舶間貨物油積替え

### (船舶間貨物油積替えの通報等)

**第八条の三** 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域(以下「日本国領海等」という。)において船舶間貨物油積替えを行う前条第一項のタンカーの船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができます。海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行おうる。3 海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行おうる。

とする海域における気象、海象及び船舶交通の状況その他の事情から合理的に判断して、当該船舶間貨物油積替えに起因する

タングルからの船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認めるときは、当該タンカーの船長に対し、当該油の排出の防止のため必要な限度において、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更その他の当該タングルに係る業務を行わせるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第一項及び前項の規定は、前条第八項各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

5 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、第三項の規定による命令については、適用しない。

6 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、その貨物艤の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて第三条第九号に規定するものについては、適用しない。

7 第六条及び第七条の規定は、日本船舶(船舶法(明治三十一年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)以外の船舶(以下「外国船舶」という。)については、適用しない。

8 第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等

**第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制**

**第九条の二** 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続く有害液体物質の排出を防止するための可

(水バラストの排出のための設備を含む。)であつて国土交通省令で定める浄化方法により洗浄されたものの水バラストの排出については、適用しない。

3 第一条本文の規定は、船舶からの有害液体物質の排出(前項の規定による水バラストの排出を除く。)であつて、事前処理の方法、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に適合するものに於いては、適用しない。

4 第一項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出によって、適用しない。

5 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

6 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質の不適正な排出の防止に關する業務の管理に關する事項及び有害液体物質の取扱いに關する作業を行う者が船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

7 船舶所有者は、第七条第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止規程及び同項の有害液体汚染防止規程の作成及び備置き又は掲示に代えて、国土交通省令で定めるところにより、同条第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

8 船舶所有者は、第七条第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止規程及び同項の有害液体汚染防止規程の作成及び備置き又は掲示に代えて、国土交通省令で定めるところにより、同条第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

9 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害液体物質による海洋の汚染の防止のための設備等

10 第九条の三 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶に、有害液体物質の船舶内における貯蔵又は処理のための設備を設置するための設備等

11 第九条の四 第二項及び第七条第二項の規定は、有害液体汚染防止管理者について準用する。この規定の適用については、同項中「前項の油濁防止規程(以下「油濁防止規程」という。)」とあるのは、「第九条の四第三項の海洋汚染防止規程(前項に規定する事項に係る部分に限る。)」とする。

12 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害液体汚染防止管理者について準用する。この規定の適用については、第七条第二項中「前項の油濁防止規程(以下「油濁防止規程」という。)」とあるのは、「第九条の四第二項の有害液体汚染防止規程(同条第三項の海洋汚染防止規程が定められた場合においては、海洋汚染防止規程(同条第二項に規定する事項に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

により船舶の損傷その他の事故が発生した場合において大量の有害液体物質が排出されることを防止するため、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

### (有害液体汚染防止管理者等)

**第九条の四** 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

2 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質の不適正な排出の防止に關する業務の管理に關する事項及び有害液体物質の取扱いに關する作業を行う者が船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

3 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

4 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

5 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

6 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

7 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

8 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

9 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

10 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

11 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

12 第一条本文の規定は、船舶から他の船舶に係る組合の船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶から他の船舶の不適正な排出の防止に關する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

- 5 前各項の規定は、外国船舶については、適用しない。

6 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

7 船舶所有者は、第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防止緊急措置手引書（以下この条及び第十九条の三十六において「有害液体汚染防止緊急措置手引書」という。）の作成及び備え置き又は掲示に代えて、第七条の二第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておこことができる。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の油濁防止緊急措置手引書（第九条の四第七項及び第十九条の三十六において「油濁防止緊急措置手引書」という。）とあるのは、「第九条の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書（第一項に規定する事項に係る部分に限る。）」とする。

8 有害液体汚染防止管理者（有害液体汚染防止管理者が選任されていない船舶については、船長。以下同じ。）は、有害液体汚染防止緊急措置手引書（前項の海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書」という。）が作成された場合にあつては、海洋汚染防止緊急措置手引書（第六項に規定する事項に係る部分に限る。）に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち有害液体物質の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。）

9 第七条の二第二項の規定は、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書について準用する。

（有害液体物質記録簿）

**第九条の五 有害液体物質を輸送する船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。）は、有害液体物質記**

2 錄簿を船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。）に備え付けなければならない。  
3 有害液体汚染防止管理者は、当該船舶における有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。  
4 前三項に定めるもののほか、有害液体物質記録簿の様式その他有害液体物質記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。  
（未査定液体物質）

**第九条の六** 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

1 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 國土交通大臣は、前項の届出があつたときは、環境大臣にその旨を通知するものとし、環境大臣は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。

3 何人も、前項の規定による査定が行われた後でなければ、船舶により未査定液体物質を輸送してはならない。

4 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定（これらとの規定に係る罰則を含む。）を適用し、前各項の規定は適用しない。

5 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害でない物質と合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定（これらとの規定に係る罰則を含む。）を適用し、前各項の規定は適用しない。

## 第二節 登錄確認機關

- 2 錄簿を船舶内(引かれた船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ)に備え付けなければならない。

3 有害液体汚染防止管理者は、当該船舶における有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、有害液体物質記録簿の様式その他有害液体物質記録簿に関心必要な事項は、国土交通省令で定める。

(未査定液体物質)

**第九条の六** 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

1 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、環境大臣にその旨を通知するものとし、環境大臣は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。

3 何人も、前項の規定による査定が行われた後でなければ、船舶により未査定液体物質を輸送してはならない。

4 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用し、前各項の規定は適用しない。

5 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間ににおいて海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用し、前各項の規定は適用しない。

6 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間ににおいて海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、第一項から第四項までの規定は、適用しない。

一 項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

二 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 船舶から有害液体物質を排出するための事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定（次号において「適合判定」という。）について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上 の方法により、確認業務を行うものであること。

二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（第九条の十二において「確認員」という。）が適合判定を行うものであること。

三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者（以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

一 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終

3

- 一 項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

二 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 船舶から有害液体物質を排出するための事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定（次号において「適合判定」という。）について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上 の方法により、確認業務を行うものであること。

二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（第九条の十二において「確認員」という。）が適合判定を行うものであること。

三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者（以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

一 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終

二 第九条の十九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるものに前二号のいずれかに該当する者があるものとす。

四 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

**第九条の八** 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(確認の義務)

**第九条の九** 登録確認機関は、確認業務を行ううえを求めるときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならぬ。

二 登録確認機関は、公正に、かつ、第九条の七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならぬ。

(登録事項の変更の届出)

**第九条の十** 登録確認機関は、第九条の七第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、海上保安庁長官に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とす。

(確認業務規程)

**第九条の十一** 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程(以下この規節において「確認業務規程」という。)を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とす。

二 上海保安庁長官は、前項の認可をした確認業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適





おいて同じ。) 又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。  
(廃棄物排出船の登録)

**第十二条** 船舶所有者は、船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 当該船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 当該船舶の船舶番号、船名、船質、総トン数及び航行区域

三 廃棄物の主な積込地

四 廃棄物の種類

五 当該船舶の廃棄物の積込み及び排出のための設備その他の国土交通省令で定める船舶の設備及び構造の概要

六 その他国土交通省令で定める事項

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理したときは、当該船舶の設備及び構造が廃棄物の適正な排出を確保するための国土交通省令で定める技術上の基準に適合しないときを除き、登録をしなければならない。

**第十三条** 海上保安庁長官は、第十一条の登録をしたときは、登録番号を指定して申請者に通知するとともに、登録済証を交付しなければならない。

2 登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶内に登録済証を備え置き、かつ、指定された登録をしなければならない。

録番号を国土交通省令で定める方法により船体の外側に見やすいように表示しなければならない。

**第十四条** 第十一条の登録を受けた船舶について第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十一条の登録を受けた船舶を第十三条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。  
(登録の取消し)

**第十五条** 海上保安庁長官は、第十一条の登録を受けた船舶が第十二条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるとときは、当該船舶の登録を取り消すことができる。

(廃棄物処理記録簿)

**第十六条** 第十一条の登録を受けた船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。)は、廃棄物処理記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。)に備え付けなければならない。

船長は、当該船舶における廃棄物の排出その他廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定める船舶所有者の事務所。第三項において同じ。に備え付けなければならない。

船長は、廃棄物処理記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

前三項に定めるもののほか、廃棄物処理記録簿の様式その他廃棄物処理記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

**第三章の二 船舶からの有害水バラストの排出の規制等**

**第一節 船舶からの有害水バラストの排出の規制**

(船舶からの有害水バラストの排出の禁止)

**第十七条** 何人も、海域において、船舶から有害水バラストを排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害水バラストの排出については、この限りでない。

船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害水バラストの排出

船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害水バラストが排出された場合において引

2 き続く有害水バラストの排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該有害水バラストの排出

前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する有害水バラストの排出については、適用しない。

一 日本国領海等又は公海のみを航行する船舶からの有害水バラストの排出

二 排出海域その他の事項が海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして政令で定める基準に適合する有害水バラストの排出

三 二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（第十九条の五十二第二項において「船舶バラスト水規制管理条約」という。）の締約国である外国（以下「船舶バラスト水規制管理条例締約国」という。）のうちの一の国内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶からの当該船舶バラスト水規制管理条例締約国の法令に従つてする有害水バラストの排出

四 二以上の船舶バラスト水規制管理条例締約国間において海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意されて行われる当該船舶バラスト水規制管理条例締約国 국내、領海又は排他的経済水域における有害水バラストの排出であつて、当該排出に関し政令で定める要件に適合するもの

五 有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする有害水バラストの排出であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするもの

前項第五号の承認には、有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

（有害水バラスト処理設備）

**第十七条の二** 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に、有害水バラストの船舶内における処理のための設備（以下「有害水バラスト処理設備」という。）を設置しなければならない。

前項の国土交通省令で定める船舶に設置された有害水バラスト処理設備は、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備証明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の

各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 國土交通省令で定めるところにより、當該有害水バラスト処理設備が前項の國土交通省令で定める船舶に設置される前に、當該有害水バラスト処理設備が國土交通省令で定める技術上の基準（第十七条の七において「有害水バラスト処理設備技術基準」という。）に適合するものであることについて、國土交通大臣の行う確認を受けた場合

二 前号に掲げる場合のほか、當該有害水バラスト処理設備が前項の國土交通省令で定める船舶に設置される前に第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けることが困難な事由として國土交通省令で定めるものに該当する場合

三 船舶所有者は、前項第二号に掲げる場合において、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けることなく有害水バラスト処理設備を第一項の國土交通省令で定める船舶に設置したときは、當該船舶に設置された有害水バラスト処理設備について前項第一号の確認に相当する確認を受けなければならぬ。

四 國土交通大臣は、有害水バラスト処理設備のうち、薬剤の使用その他の環境省令で定める方法により有害水バラストの処理を行うものについて第二項第一号の確認（前項に規定する同号の確認に相当する確認を含む。）をしようとするときは、當該有害水バラスト処理設備が使用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかについて、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。

五 第一項の規定による有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上の基準は、國土交通省令で定める。

（有害水バラスト汚染防止管理者等）

第十七条の三 船舶所有者は、國土交通省令で定める船舶ごとに、當該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害水バラストの不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害水バラスト汚染防止管理者を選任しなければならない。

船舶所有者は、前項の國土交通省令で定める船舶ごとに、國土交通省令で定めるところにより、有害水バラストの不適正な排出の防止に関する

する業務の管理に関する事項及び有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他有害水バラストの不適正な排出の防止に関する事項について、有害水バラスト汚染防止措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

3 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害水バラスト汚染防止管理者について準用する。この場合において、同項中「前項の油濁防止規程（以下「油濁防止規程」という。）」とあるのは、「第十七条の三第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書」と読み替えるものとする。

4 第七条の二第二項の規定は、第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書（以下「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。）について準用する。（水バラスト記録簿）

#### 第十七条の四 国土交通省令で定める船舶の船長

（引かれ船等にあつては、船舶所有者。第三項において同じ。）は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付けなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、当該船舶を引き、又は押しつけする船舶（同項において「引き船等」という。）内に備え付けることができる。

2 有害水バラスト汚染防止管理者は、当該船舶における有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行わたったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、水バラスト記録簿をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、引き船等内に保存することができる。

3 船長は、水バラスト記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該船舶所有者の事務所に保存しなければならない。

4 船舶所有者は、前項の規定により保存された水バラスト記録簿について、同項の期間が経過した日から三年間当該船舶所有者の事務所に保存しなければならない。

5 前各項に定めるものほか、水バラスト記録簿の様式その他水バラスト記録簿に関必要な事項は、国土交通省令で定める。（適用除外）

第十七条の五 前三条の規定は、日本国領海等又は公海のみを航行する船舶については、適用しない。

（適用除外）

（有害水バラスト記録簿）

（水バラスト記録簿）







動機取扱手引書及び第十九条の六の規定により  
国土交通大臣が交付した国際大気汚染防止原動  
機証書とみなす。  
(第二議定書締約国の船舶に設置される原動機  
に対する証書の交付)

(第十九条の十六第一項ただし書に規定する外國船舶を除く。)に設置される原動機であつて本邦内において製造されるものについて国際大気汚染防止原動機証書に相当することの要請があつた場合において、当該原動機について放出量確認に相当する確認をし、かつ、原動機取扱手引書の承認に相当する承認をしたときは、当該原動機を設置しようとする者に対し、国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書を交付するものとする。

**第十九条の十九** 放出量確認（第十九条の七第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び前条に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条において同じ。）及び原動機取扱手引書の承認の申請書の様式、放出量確認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に関する必要な事項並びに国際大気保

（審査請求）  
汚染防止原動機証書の様式、国際大気汚染防止原動機証書の交付、再交付及び書換えその他国際大気汚染防止原動機証書に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

**第十九条の二十** 機構が行う小型船舶用原動機放  
出量確認等事務に係る処分又はその不作為につ  
いては、国土交通大臣に対し審査請求をすること  
ができる。この場合において「国土交通大臣」  
は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三  
項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条  
並びに第四十九条第三項の規定の適用について  
は、機構の上級行政庁とみなす。

**第十九条の二十一** 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という）を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。  
一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するためには、必要な場合

船舶の損傷その他やむを得ない原因により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続く当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

3 第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかつた場合に於けるべき国土交通省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油（国土交通省令で定める品質のものを除く）の使用については、適用しない。

4 前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶（外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとして、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。）の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

5 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

6 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

（燃料油変更作業手引書）

**第十九条の二十二** 国土交通省令で定める船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十一第一項の規定により交付された書面（外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該書面に相当するものとして国土交通省令で定める西件に適合する書面。以下「燃料油供給証明書」という。）及び提出された試料（外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該試料に適合するものとして国土交通省令で定める要件に適合する試料。以下同じ。）を、当該燃料油を搭載した日から国土交通省令で定める期間を経過するまでの間、当該船舶内に備え置かなければならぬ。（燃料油供給証明書等）

2 ればならない。  
前項に定めるもののほか、燃料油供給証明書及び試料に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。  
**(揮発性物質放出規制港湾の指定)**  
**第十九条の二十三** 国土交通大臣は、揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みの状況その他

の事情から判断して揮発性有機化合物物質の放出による大気の汚染を防止するための措置を講ぜざる必要があると認められる港湾について、これを揮発性物質放出規制港湾として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定を<sup>1</sup>  
ようとするときは、あらかじめ当該港湾の津  
3 港湾管理者の意見を聴かなければならない。  
4 環境大臣は、船舶からの揮発性有機化合物<sup>2</sup>  
の放出の抑制を図るために必要があると認めるし  
きは、国土交通大臣に対し、港湾を特定して  
第一項の指定を求めることができる。

5 したときは、国土交通省令で定めるところにより、揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域を公示しなければならない。

定する場合には、適用しない。  
前各項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は廃止について準用する。

する貨物の積込みが行われる場合には、当該船舶（その用途、総トン数、貨物の種類等の区分に応じ国土交通省令で定めるものに限る。以下「揮発性物質放出規制対象船舶」という。）に、揮発性有機化合物物質の放出による大気の汚染を防止するための設備（以下「揮発性物質放出規制対象船舶」という。）に、揮発性有機化合物物質の放出による大気の汚染を

（軍発生物質放出方上備置手引書）

二 振発性物質が放出するための装置の全般の構造と確  
し、又は人命を救助するために必要な場合  
やむを得ない原因により揮発性有機化合物物質  
が放出された場合において、引き続く揮発性物質  
有機化合物の放出を防止するための可能な  
一切の措置をとつたとき。

**第十九条の二十四の一** 原油の輸送の用に供するタンカー（以下「原油タンカー」という。）の船舶所有者は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行う者が、当該原油タン

カ一からの揮発性有機化合物質の放出を防止するためには、遵守すべき事項について、揮発性物質放出防止措置手引書を作成し、これを当該原油タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

3 前項の規定による揮発性物質放出防止措置手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

4 原油タンカーの船長は、第一項の軍発生物質

放出防止措置手引書（以下「揮発性物質放出防止措置手引書」という。）に定められた事項を当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者

で當該原油タンカーに係る業務を行う者のうち  
貨物として積載している原油の取扱いに関する  
作業を行うものに周知させなければならぬ。  
(二)酸化炭素放出抑制航行手引書

省令で定める総トン数以上のもの（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。以下二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶を初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときは、二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。次条第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶について二酸化炭素の放出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通省令で定める改造を行ったとき、及び二酸化炭素放出抑制対象船舶について第十九条の二十七第二項の規定により同条第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書がその効力を失つた後において初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときも、同様とする。

二 前項の二酸化炭素放出抑制航行手引書（以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置に関する事項」を記載しなければならない。）には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置に関する事項

二 次条第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標

（二酸化炭素放出抑制指標に係る確認）

第十九条の二十六 二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、前条第一項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標（国土交通省令で定めるところにより二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行させる場合における当該二酸化炭素放出抑制対象船舶からの二酸化炭素の放出量であつて、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たつての指標となるものをいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一 国土交通省令で定める技術上の基準により算定されていること。

二 船舶の用途及び載貨重量トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）。第五十一条の四において「トン数

法」という。) 第七条第一項の載貨重量トトン数をいう。) その他の船舶の大きさに関する指標に応じて国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものであること。

前項の規定は、航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶及び構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関を備える船舶については、適用しない。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書)

**第十九条の二十七** 国土交通大臣は、第十九条の二十五第一項の規定により二酸化炭素放出抑制船舶手引書を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付しなければならない。

2 第十九条の三十第二項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、前項の規定により当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に交付された国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(以下「国際二酸化炭素放出抑制船舶証書」という。)を交付する場合には、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途その他之事項に關し必要な条件を付し、これを当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載することができる。

(二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行)

**第十九条の二十八** 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載された条件に従わなければ、日本国領海等之外の海域において航行の用に供してはならない。

2 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載された条件に従わなければ、日本国領海等之外の海域において航行の用に供してはならない。

3 前二項の規定は、第十九条の一十六第一項の確認、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査(以下「法定検査」という。)又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のため試運転を行う場合について、適用しない。

(国際二酸化炭素放出抑制船舶証書等の備置き)

（船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等）

**第十九条の三十** 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行ふ者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者（次項及び第五十一条の三第一項第八号において「船級協会」という。）が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該二酸化炭素放出抑制航行手引書について第十九条の二十五第一項の承認を以て、及び当該二酸化炭素放出抑制指標について第十九条の二十六第一項の確認を行つたものとみなす。

3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第一の三」と読み替えるものとする。  
（証書の返納命令等）

**第十九条の三十一** 国土交通大臣は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に備え置かれた二酸化炭素放出抑制航行手引書が第十九条の二十五第二項の規定に適合しなくなつたと認めるとき、又は当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標が第十九条の二十六第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を繼續することが海洋環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書を備え置かなければならない。

3 放出抑制対象船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

4 省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならぬ。

(外国船舶に関する特例)

**第十九条の三十二** 第十九条の二十五から前条までの規定は、外国船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。  
(外国船舶の監督)

**第十九条の三十三** 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶(前条ただし書に規定するものを除く。第十九条の五十一において「監督対象外国船舶」という。)のうち次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、当該船舶の船長に対し、二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書で第十九条の二十五第二項の規定に適合するものの備置き、二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標の算定その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当するもの  
の二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する  
る図書で第十九条の二十五第二項の規定に適合  
するものが備え置かれていないと認める  
場合

二 第十九条の二十六第一項の規定により二酸  
化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければ  
ばならない船舶に相当するもの二酸化炭素  
放出抑制指標に相当する指標が算定されてい  
ないと認める場合又は当該指標が同項各号の  
いずれかに適合していないと認める場合  
第十九条の三十一第二項から第四項までの規  
定は、前項の場合について準用する。この場合  
において、同条第一項中「船舶所有者が」とある  
のは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」と  
あるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」と  
あるのは「第十九条の三十三第一項」と読み替えるものとする。





及び第四項、第十九条の五十二第二項、第十九条の五十三第二項、第四十八条第四項及び第九项、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条第四号及び第五号、第五十八条第十号並びに第六十五条第一項から第三項までにおいて同じ。)にあつては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)までとする。

(検査対象船舶の航行)

**第十九条の四十四** 検査対象船舶は、有効な海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。

**二 検査対象船舶** (次項に規定するものを除く。)は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

**三 検査対象船舶** (有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきものに限る。)は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、一の国内の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海における航海以外の航海に従事させてはならない。

**四 検査対象船舶**は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書に記載された条件に従わなければ、航行の用に供してはならない。

**五 第一項及び前項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認** 法定検査又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(海洋汚染等防止証書等の備置き)

**第十九条の四十五** 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書若しくは国際海洋汚染等防止証書又は海洋汚染等防止検査手帳の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならぬ。

(船級協会の検査)

2 前項の規定による登録を受けた者（次項及び第五十一条の三第一項第十号において「船級協会」という。）が海洋汚染防止措置手引書についての検査を行う者として登録する。

3 第十九条の四十七 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

4 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変更してはならない。

4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによってのみこれを争うことができる。  
（技術基準適合命令等）

**第十九条の四十八** 國土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止措置対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合しなくなったと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の返納、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止措置対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行っての検査を行った結果の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

2 の変更その他の必要な措置をとるべきことを命めることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、当該船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等（有害水バーストの排出に係る湖沼等の環境の保全を含む。次項、第四十七条第一項及び第二項並びに第六十五条第三項において同じ。）に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

4 國土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、海洋環境の保全等を図るために緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

5 國土交通大臣は、第二項の規定による处分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

（船舶安全法の準用）

**第十九条の四十九** 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二、第六条ノ三、第六条ノ五、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備（有害水バラスト処理設備を除く。次項において同じ。）又は大気汚染防止検査対象設備（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。次項において同じ。）の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ一、第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第一項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の三十五の四第二項二規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検

「査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二项又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査」(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ五第一項中「第五条ノ検査」(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

船舶安全法第十二条第一項及び第二項の規定は、前項において準用する同法第六条ノ二又は第六条ノ三の規定による認定を受けた者について準用する。この場合において、同法第十二条第二項中「船舶ノ堪航性又人命ノ安全ニ関シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備又ハ大気汚染防止検査対象設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ関シ」と読み替えるものとする。

船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ五第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれららの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(外国船舶に関する特例)

いて航行の用に供する日本船舶以外の船舶類を含む。以下の条及び第六十五条第一項第一号において同じ。)については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する船舶については、この限りでない。

**第十九条の五十一** 国土交通大臣は、監督対象外

国船舶に設置された海洋汚染防止措置設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合していないと認めるとときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2  
国土交通大臣は、監督対象外国船舶の乗組員のうち油、有害液体物質、有害水バラスト、排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに關し遵守すべき事項のうち国土交通省令で定めるもの(以下この項において「特定遵守事項」という)

。)に關する必要な知識を有しないと認めるとき、その他特定遵守事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、監督対象外国船舶に使用される燃料油が第十九条の二十一第一項本文の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、同項本文の政令で定める基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第十九条の四十八第二項から第四項までの規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の五十一第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。  
（第一）議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等

政府から海洋汚染防止等条約証書（第一議定書）締約国の政府が第一議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等（有害水バラスト処理設備を除く。次条第一項において同じ。）及び海洋汚染防止緊急措置手引書等（有害水バラスト汚染防止措置手引書を除く。同項において同じ。）が第一議定書に定める基準に適合していることを証するもの（以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府から船舶バラスト水規制管理条約証書（船舶バラスト水規制管理条例締約国）の政府が船舶バラスト水規制管理条例に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書が船舶バラスト水規制管理条例に定める基準に適合していることを証するものをいう。第四項において同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者は船長は、第二議定書締約国の政府から大気汚染防止条約証書（第二議定書締約国）の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書が第二議定書に定める基準に適合していることを証するもの（以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

前三項の規定により交付を受けた海洋汚染防止条約証書、船舶バラスト水規制管理条例締約証書及び大気汚染防止条約証書（以下「海洋汚染防止条約証書等」という。）は、第十九条の四十三第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際海洋汚染等防止証書とみなす。

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交付）

いて同じ。)に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置される海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるとときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、國際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、船舶バラスト水規制管理条例締約国(の)政府から当該船舶バラスト水規制管理条例締約国(の)船舶(第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。)について國際海洋汚染等防止証書(有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。)に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている有害水バラスト処理設備及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている有害水バラスト汚染防止措置手引書について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行ふものとし、その検査の結果、当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるとときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、國際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

3 国土交通大臣は、第二議定書締約国(の)政府から当該第二議定書締約国(の)政府から当該第二議定書締約国(の)船舶(第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。)について國際海洋汚染等防止証書(大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。)に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている大気汚染防止措置設備及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている揮発性物質放出防止措置手引書について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行ふものとし、その検査の結果、当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるとときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、國際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

設備及び揮発性物質放出防止措置手引書等、大気汚染防止検査対象物に  
関し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止  
証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に  
關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 第五章 廉油処理事業等

(事業の許可及び届出)

### 第二十条 港湾管理者又は漁港管理者は、廉油処理事業を行なうとするときは、廉 油処理施設ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

港湾管理者又は漁港管理者は、廉油処理事業を行なうとするときは、廉  
油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときには、その事業の開始の日）の六十日前までに、  
その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

### 第二十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 当該廉油処理施設に関する次の事項

イ 設置の場所（船舶である廉油処理設備に  
ついては、主たる根拠地）

ロ 船舶又は自動車により廉油の収集を行な  
う場合にあつては、その収集の対象となる  
廃油を排棄する船舶の存する海域

ハ 廉油処理設備の種類及び能力

二 处理する廉油の種類

### 第二十二条 前条第二項の規定による届出をする港湾管理者は、前項第二号の事項を記載 した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第一項の申請書又は前項の届出書には、事業  
計画書、廉油処理施設の工事設計書その他の国土  
交通省令で定める書類を添附しなければなら  
ない。

十三条第一項の許可を受けることができない。

この法律の規定に違反して刑に処せられ、  
その執行を終わり、又は執行を受けることが  
なくなつた日から一年を経過しない者  
(許可の欠格条項)



要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第三十条第三項の規定による措置を講すべきことを要請することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置について当該都道

知事に通知するものとする。

## 第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止

(油等の排出の通報等)  
**第三十八条** 船舶から次に掲げる油その他の物質

(以下この条において「油等」という。)の排出があつた場合は、当該船舶の船長は、国交

がさへ場合にいき詫船の船長は國二等通省令で定めるところにより、当該排出があつて日時及び場所、非出の状況、毎年の汚染の方

た日時及び場所 捕出の状況 海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄の郵便局、後同一通假 くふせう しゆざい

寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油等が国土交通省

令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの（以下「特定油」という。）の排出であつ

て、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

二 油の排出（前号に掲げる特定油の排出を除く。）であつて、その濃度及び量が国土交通

省令で定める基準以上であるもの  
三 有害液体物質等の排出ごとく、その量が

三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ国土交通省令で定められた量以上である。

四 定める量以上であるもの  
ばら積み以外の方法で貨物として輸送され

る物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるものの排出

であつて、その量が当該物質の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの

船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合において、船舶から前項各号

に掲げる油等の排出のおそれがあるときは、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところ

詰、船の船長は國二等海員にて定められ、  
により、当該海難があつた日時及び場所、海難  
の状況、曲等の非出が主じて場合に海難の汚染

の状況、港等の排出が生じた場合は海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項と直ちに最寄りの海上保安庁に通報しなけ

項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、油等の排出が生じた場

合に当該排出された油等が同項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えてひろがるおそれ

がないと予想されるときは、この限りでない。海洋施設等から第一項第一号若しくは第二号に掲げる油の排出又は同項第三号に掲げる有害

液体物質等の排出のうち有害液体物質の排出（以下「大量の油又は有害液体物質の排出」という。）があつた場合には、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

（大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合の防除措置等）

第三十九条 大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去（以下「排出油等の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。

一 当該排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船長又は当該排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた施設の管理者

二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をしたもとの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）

大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出油等の防除のために必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出油等の防除ができると認められるときは、この限りでない。

一 前項第一号の船舶の船舶所有者

二 前項第一号の施設の設置者

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関連する行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

3 前項の場合において、同項各号に掲げる者が同項の規定により講すべき措置を講じていないものに對し、同項の規定により講すべき措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、当該大量の油又は有害液体物質の排出が港内又は港の付近にある船舶から行われたものであるときは、次に掲げる者は、第一項及び第二項に定める者に対しこれらの規定によつてこれを命ずることができる。

二 船舶の係留中に行われたときは、当該係留施設の管理者

三 海上保安庁長官は、船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合又は海洋施設の損傷その他の海洋施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋施設からの大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあり、緊急にこれを防止する必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、排出のおそれがある油又は有害液体物質の抜取りその他当該大量の油又は有害液体物質の排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

一 当該船舶の船長又は船舶所有者

二 当該海洋施設の管理者又は設置者

**第三十九条の二** 海上保安庁長官は、大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずる現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じ、又はその海域を航行する船舶の航行を制限することができる。

(排出特定油の防除のための資材)

**第三十九条の三** 次に掲げる者は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から特定油が排出された場合において、排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去(第三十九条の五において「排出特定油の防除」という。)のための措置を講ずることができるよう、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶若しくは施設内又は国土交通省令で定める場所に才人・イルフエンス・薬剤その他の資材を備え付けておかなければならぬ。ただし、第一号に掲げる



排出のおそれがある油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者、これらの物質が管理されていた海洋施設等の設置者又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 関係行政機関の長等は、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金を納付義務者に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。

3 関係行政機関の長等は、前項の規定を受けた督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

4 関係行政機関の長等は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

5 関係行政機関の長等は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、滞納処分をることができる。

6 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

7 関係行政機関の長等は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五バーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

8 第四十一条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「第四十一条の三第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは、「第四十一条の三第一項から第七項まで並びに同条第十一項の三第一項から第七項まで並びに同条第八項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(油又は有害液体物質による著しい汚染の防除のための財産の処分)

体物質により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与える。若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該排出油等の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された油又は有害液体物質が積載されていた船舶を破壊し、当該排出された油又は有害液体物質を焼却するほか、当該排出された油又は有害液体物質のある現場付近の海域にある財産の処分をすることができる。

4 第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、引き続く危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生の防止その他の海上災害の発生の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

第一項第一号の船舶の船舶所有者又は同号の施設の設置者

二 前号に掲げる者のほか、その業務に関し当該危険物の排出の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

（海上火災が発生した場合の措置）

**第四十二条の三 貨物としてばら積みの危険物を積載している船舶、海洋危険物管理施設又は危険物の海上火災が発生したときは、次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、海上火災が発生した日時及び場所、海上火災の状況並びに海上火災が発生した船舶若しくは海洋危険物管理施設又は海上火災が発生した危険物が積載されていた船舶若しくは管理されていた海洋危険物管理施設その他の施設（陸地にあるものを含む。）に関する事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項まで、前条第一項又は石油コンビナート等灾害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。**

一 当該海上火災が発生した船舶の船長又は当該海上火災が発生した海洋危険物管理施設の管理者

二 当該海上火災が発生した危険物が積載されていた船舶の船長又は当該海上火災が発生した危険物が管理されていた施設の管理者

三 前二号の船舶内にある者及び前二号の施設の従業者である者以外の者で当該海上火災の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）

前項に規定する場合において、同項各号に掲げる者は、直ちに、消防若しくは延焼の防止又は人命の救助のための応急措置を講ずるとともに注意を喚起するための措置を講じなければならない。

に、海上火災の現場付近にある者又は船舶に對し注意を喚起するための措置を講じなければならない。

3 第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

一 第一項第一号又は第二号の船舶の船舶所有者

二 第一項第一号の海洋危険物管理施設又は同項第二号の施設の設置者

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関する当該海上火災の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

四 海上火災を発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。  
（危険物の排出が生ずるおそれがある場合の措置）

第四十二条の四の二 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合又は海洋危険物管理施設の損傷その他の海洋危険物管理施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋危険物管理施設から危険物の排出が生ずるおそれがあるときは、当該船舶の船長又は当該海洋危険物管理施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難又は異常な現象が発生した日時及び場所、海難又は異常な現象の状況、危険物の排出が生じた場合に海上災害の発生の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項までの規定又は石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

前項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため、緊急に当該危険物の排出を防止する必要があると認めるとときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険物の抜取りその他当該排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。



- 五 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。

六 資材並びに海上防災のための措置に関する情報収集技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

七 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。

八 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。  
(指定海上防災機関に対する指示)

**第四十二条の十五** 海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は同項の規定により措置を講ずべきことを命ずるうとまがないと認めるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、指定海上防災機関に対し、指示することができる。

海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の油又は有害液体物質の排出があり、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認めるときは、当該措置のうち必要と認めるもの講ずべきことを、指定海上防災機関に対し、指示することができる。

(指定海上防災機関の措置に要した費用の負担)

**第四十二条の十六** 指定海上防災機関は、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めることにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた海洋施設等の設置者に

負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 指定海上防災機関は、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納

置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲内のものを交付する。

一 前条第一項の規定による措置（船舶油濁等の損害賠償保障法第二条第十四号イに規定する汚染の防除のための措置であつて、同号ロに

二 前条第二項の規定による措置（油濁損害防  
規定する措置（次号において「油濁損害防止  
措置」という。）に該当しないものに限る。）  
に要した費用

職員で第四十二条の十四第一号又は第二号に掲げる業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

**第四十二条の二十一** 指定海上防災機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業

年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、

海上保安庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とす

いふれる変更に付けても、同じく

2 指定海上防災機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照

表、收支決算書及び財産目録を作成し、海上保安廳に提出しなければならぬ。

安戸長官は提出しないればならない  
(区分経理)

**第四十二条の二十二** 指定海上防災機関は、第四十二条の十四第一号及び第二号に掲げる業務並

びにこれらに附帶する業務に係る経理とその他  
の支拂二系の整理にて玄分へ、上しおどし勤三へ

の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(業務の休廃止) 第四十二条の二十三

第四一二条の二一三 指定港・陸揚港間に海運業者による定期航路を運航する場合、保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業者による定期航路を運航する場合、保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業者による定期航路を運航する場合、

務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 海上保安庁長官が前項の規定により海上防災業務の全部の発注を許可したこととは、当該旨室

業務の全部の戻上を詰め付いたときは、海上防災機関に係る指定は、その効力を失う。

3 海上保安庁長官は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(監督命令)

**第四十二条の二十四** 海上保安庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、

指定海上防災機関に対し、海上防災業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

皇清一朝詩人全集卷之二

(報告及び検査)

**第四十二条の二十五** 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定海上防災機関に対し、海上防災業務若しくは経理の状況に係る報告をさせ、又はその職員に、指定海上防災機関の事務所その他の事業場(その業務の実施状況若しくは帳簿書類その他)に立ち入り、海上防災業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(指定の取消し等)

**第四十二条の二十六** 海上保安庁長官は、指定海上防災機関が次の各号のいずれかに該当するとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 海上防災業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程によらないで海上防災業務を行つたとき。

4 第一項の規定により指定を取り消し、又は海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定を取り消した場合等における措置等)

海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消し、又は海上防災業務を行つたとき、

第一項の規定により指定を取り消した場合は、

2

(帳簿の記載)

**第四十二条の二十八** 指定海上防災機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、

海上防災業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(審査請求)

この法律に基づいてした指

定海上防災機関の処分に不服がある者は、国土

交通大臣に対し審査請求をすることができる。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、指定海上防災機関の上級行政庁とみなす。

(第七章 雜則)

(船舶等の廃棄の規制)

**第四十三条** 何人も、船舶、海洋施設又は航空機(以下「船舶等」という。)を海洋に捨ててはならない。ただし、海洋施設を次条第一項の許可を受けて捨てる場合又は遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを放置する場合は、この限りでない。

第三章及び第四章の規定は、船舶又は海洋施設若しくは航空機から船舶等を捨てる場合に是、適用しない。

2 第三章第一項の規定により指定を定めた大量に排出された場合における排出油等の防除に関する計画(以下「排出油等防除計画」という。)を作成するものとする。

2 排出油等防除計画は、前項の国土交通省令で定める海域に係る次の事項について定めるものとする。

一 油又は有害液体物質が著しく大量に排出された場合における海洋の汚染の想定に関すること。

2 前号の場合における排出油等の防除のために必要な油回収船その他の船舶、機械器具及び資材の整備の目標に関すること。

3 第一号の場合における排出油等の防除のための関係行政機関、関係地方公共団体、船舶所有者の団体その他の関係者との連絡及び情報の交換に関すること。

4 第一号の場合における排出油等の防除及びこれに伴う危険の防止に関する事。

海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油等防除計画を作成しようとするときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。これを修正しようとするときも、同様とする。

海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油等防除計画を作成したときは、速やかに、これを前項に規定する者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。これを修正したときも、同様とする。

二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。

(準用)

この法律の規定に准用する。

**第四十三条の八** 船舶によりばら積み以外の方法で行う第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の輸送は、容器、表示、積載方法その他の物質の排出による海洋の汚染を防止するために必要な輸送方法に関する事項に従つて行われなければならない。

この法律の規定に准用する。

者、油又は有害液体物質の取扱いを行う海洋施設等の設置者、前条第三項に規定する者その他の関係者は、同条第一項の国土交通省令で定めた海域のうち港湾及びその周辺海域その他の海域ごとに、共同して次の事項を行う協議会を組織することができる。

一 当該海域における排出油等の防除に關する協議会を組織することができる。

二 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

三 排出油等の防除に關する教育及び共同訓練の実施

四 その他排出油等の防除に關する重要事項の協議

第五十三条の四 第十条の六第三項から第七項までの九から第十条の十一までの規定は、第四十三条の二第二項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「廃棄海域」とあるのは「廃棄地域」と読み替えるほか、これらの規定に關する必要な技術的読替えは、政令で定めることとする。

二 排出油等の防除に關する技術の調査及び研究

三 排出油等の防除に關する教育及び共同訓練の実施

四 その他排出油等の防除に關する重要事項の協議

第六十三条の九 海洋の汚染又は海上災害の防止のため使用する粉碎設備(船舶発生廃棄物を粉砕することにより處理する設備をいう。)その他の設備又はオイルフエンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの(以下「粉碎設備等」という。)を製造する者は、当該





一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

#### 第五十四条の五

第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の九第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 第五十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、千円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、油又は有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

二 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

三 第四条第一項の規定に違反して、油又は有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

四 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

五 第四条第一項の規定に違反して、油又は有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

六 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

七 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

八 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

九 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十一 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十二 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十三 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十四 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十五 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十六 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十七 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十八 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十九 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十一 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十二 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十三 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十四 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十五 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十六 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十七 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十八 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

二十九 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

三十 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者

十二 第十九条の二十四第三項の規定に違反して揮発性物質放出防止設備を使用し、又は同項の規定により使用すべき揮発性物質放出防

止設備を使用しなかつた者

十三 第十九条の三十五の四第一項又は第二項

の規定に違反して、油、有害液体物質等又は廃棄物の焼却をした者

十四 第三十九条第一項の規定に違反した者

十五 第三十九条第三項若しくは第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の三第四項又は第四十二条の四の二第二項の規定による命令に違反した者

十六 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

十七 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

十八 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

十九 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十一 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十二 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十三 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十四 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十五 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十六 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十七 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十八 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

二十九 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十一 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十二 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十三 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十四 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十五 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十六 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十七 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十八 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

三十九 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十一 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十二 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十三 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十四 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十五 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十六 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十七 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十八 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

四十九 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

五十 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

五十一 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

五十二 第四十三条第一項の規定に違反して、船舶等を捨てた者

一 第四条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により海上保安庁長官が付し、又は変更した条件に違反して油を排出した者

二 第六条第一項、第七条第一項、第八条の二第四項、第九条の四第一項若しくは第二項、第十条の三第一項、第十七条の三第一項（第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十八条の五第一項又は第三十九条の三の規定に違反した者

三 第十七条第三項（第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して有害液体物質を輸送した者

四 第十八条の八第二項の規定に違反して書面を交付した者

五 第十九条の二第四項の規定による命令に違反した者

六 第十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第十九条の九第二項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して原動機を運転した者

七 偽りその他不正の行為により第十九条の六第二項の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して原動機を運転した者

八 第十九条の二十一第六項の規定により国土際大気汚染防止原動機証書又は第十九条の十第五第二項の規定による書面の交付を受けた者

九 第十九条の三十一第二項（第十九条の三十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者

十 第十九条の四十八第二項（第十九条の五十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者

十一 第十九条の三十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ五第二項の規定により確認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止設備以外の海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備について第十九条の四十九第一項において準用する同法第九条第五項の標示を付した者

十二 偽りその他不正の行為により第十九条の三十五第一項において準用する船舶安全法第十九条第三項又は第四項の規定による届出を受けた者

十三 第十九条の三十九の二第一項又は第十九条の三十一第一項又は第十九条の三十二第一項の規定による命令に違反した者

十四 第十九条の三十九の三第一項又は第十九条の三十一第一項の規定による命令に違反した者

十五 第十九条の三十九の三第一項から第三項までの規定による命令に違反した者

十六 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

十七 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

十八 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

十九 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十一 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十二 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十三 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十四 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十五 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十六 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十七 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十八 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

二十九 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十一 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十二 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十三 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十四 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十五 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十六 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十七 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十八 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

三十九 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

四十 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

四十一 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

四十二 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

四十三 第十九条の三十九の三第一項の規定による命令に違反した者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の三第一項又は第三項の規定に違反した者

二 第六条第一項、第七条第一項、第八条の二第四項、第九条の四第一項若しくは第二項、第十条の三第一項、第十七条の三第一項（第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十八条の五第一項又は第三十九条の三の規定に違反した者

三 第十七条第三項（第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して油を排出した者

四 第十八条の八第二項の規定に違反して書面を交付した者

五 第十九条の二第四項の規定による命令に違反した者

六 第十九条の九第二項（第十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

七 第十九条の三第二項の規定による命令に違反した者

八 第十八条の九第二項（第十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

九 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十一 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十二 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十三 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十四 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十五 第十八条の三第二項から第三項までの規定による命令に違反した者

十六 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十七 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十八 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

十九 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十一 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十二 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十三 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十四 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十五 第十八条の三第二項から第三項までの規定による命令に違反した者

二十六 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十七 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十八 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

二十九 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十一 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十二 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十三 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十四 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十五 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十六 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十七 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十八 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

三十九 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者

四十 第十八条の三第二項の規定による命令に違反した者





については、改正後の第四十二条の十九第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。  
**第五条** センターの最初の事業年度は、改正後の第四十二条の四十一の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。  
**第六条** センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第四十二条の中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

**附 則** (昭和五一年六月一六日法律第六号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五五年五月七日法律第四一號) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第

四条第三項及び第九条第一項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六条)第一条の規定による改正後の海洋汚

染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という)。第五条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて前条ただし書の政

令で定める日前に建造され又は建造に着手された船舶については、適用しない。

2 新法第四条第一項本文の規定又は新法第五条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数二百トン以上三百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され若しくは建造に着手されたものからのビル

ジの排出又は当該船舶については、当該日から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和五五年一月一九日法律第八五号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二十条** この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「处分等」という。)は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれららの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相

当の国の機関のした処分等とみなす。

**第二十一条** この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令で定めるところにより、この

法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれららの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機

関に対してもした申請等とみなす。

(施行期日)

**第一条** この法律の規定は、次の各号に掲げる区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三章の次に一章を加える改正規定

(第十七条の十二第一項及び第三項並びに第十七条の十五に係る部分に限る)、同法第五

十六条中第四号を第九号とし、第三号を第八

号とし、第二号を第七号とし、第一号を第二

号とし、同号の次に四号を加える改正規定

(同条第四号及び第五号に係る部分に限る)、同号とし、同号の次に三号を加える改正規定

(同条第八号及び第九号に係る部分に限る)。

二 第二条、第三条並びに附則第十条の規定、議定書により附則第十一条及び第十二条の規定

規定期定書によりり条約附屬書IIIが日本国に

ついて効力を生ずる日

八 第五条並びに附則第十一条及び第十二条の規定、議定書によりり条約附屬書IVが日本国に

ついて効力を生ずる日

(ふん尿等の排出に係る経過措置)

**第二条** 条約附屬書IVが効力を生じた日(平成十

五年九月二十七日)以下この条及び次条において

て単に「発効日」という)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶であつては、

発効日前に建造に着手されたもの)であつて、

発効日前に建造して三年を経過する日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものからの

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の

規定期定書によりり条約附屬書Vが日本国に

ついて効力を生ずる日

2 第二条に規定する船舶についての新海洋汚染等防止法第十九条の三十六(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る)の規定は、適

用しない。

二 前項に規定する船舶についての新海洋汚染等

防止法第十九条の三十六(新海洋汚染等防止法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止

設備に係る部分に限る)の規定の適用について

は、新海洋汚染等防止法第十九条の三十六中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害

の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条に規定する発効日の翌日から起算して五

年以上十年以内において政令で定める期間を経過する日以後初めて」とする。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為及びこの法

律の附則においてなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

による。

**第五条** 附則第二条及び第三条に定めるもののほ

か、この法律の施行に関し必要となる経過措置

は、政令で定めることができる。

**附 則** (昭和五九年五月八日法律第二五

号) 抄 (政令への委任)









上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の四第一項の原動機について当該原動機からの窒素酸化物の放出量が新海洋汚染等防止法第十九条の三の放出基準に相当する基準（以下「相当放出基準」という。）に適合するものであることについて新海洋汚染等防止法第十九条の四第一項の確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）をし、かつ、新海洋汚染等防止法第十九条の五の原動機取扱手引書に相当する図書（以下「相当手引書」という。）の承認を行うことができる。

2 國土交通大臣は、相当確認をし、かつ、相当手引書を承認したときは、当該原動機に係る相当確認を受けた者に対し、新海洋汚染等防止法第十九条の六の国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書（以下「相当原動機証書」という。）を交付しなければならない。

3 國土交通大臣が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された相当原動機証書は、施行日までの間に國土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ國土交通大臣が行つた放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

4 次の各号のいずれかに掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して國土交通省令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

一 國土交通大臣の行う相当確認及び相当手引書の承認を受けようとする者

二 相當原動機証書の再交付又は書換えを受けようとする者

前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認及び承認又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、國土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

6 偽りその他不正の行為により国土交通大臣から相当原動機証書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

**第三条** 国土交通大臣は、施行日前においても、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）に、総トン数が二十トン未満の船舶であつて国土交通省令で定めるものに設置される原動機に係る相当確認（相当手引書の承認及び相当原動機証書の交付に関する事務（以下「小型船舶用原動機相当確認等事務」という。）を行わせること）ができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により機構に小型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるときは、機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 小型船舶用原動機相当確認等事務のときは、自ら小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないものとする。

4 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務の開始前に、小型船舶用原動機相当確認等事務に関する規程（以下「小型船舶用原動機相当確認等事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 国土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶用原動機相当確認等事務規程が小型船舶用原動機相当確認等事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その小型船舶用原動機相当確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

6 小型船舶用原動機相当確認等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

7 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう場合において、小型船舶用原動機から室素酸化物の放出量が相当放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び相当手引書の承認に関する業務については、小型船舶用原動機相当確認等業務員に行わせなければならぬ。小型船舶用原動機相当確認等業務員は、相当確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験

9 驟等のうちから、選任しなければならない。

10 機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

11 國土交通大臣は、小型船舶用原動機相当確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは小型船舶用原動機相当確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は不適当な行為をしたときは、機構に対し、当該小型船舶用原動機相当確認等業務員の解任を命ずることができる。

12 前項の規定による命令により小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機相当確認等業務員又は新海洋汚染等防止法第十九条の十二第一項の小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

13 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行なう事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、相当確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

14 機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を行う場合における前条（第五項から第七項までを除く）の規定の適用については、同条第一項から第四項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「小型船舶検査機構」と、同条第四項から第六項までの規定中「国に納付」とあるのは「小型船舶検査機構に納付」とし、この場合における同項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

15 國土交通大臣は、第三項の規定にかかわらず、機構が天災その他の事由により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとす

16 国土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行つている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

17 國土交通大臣が第十四項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を自

ら行う場合における小型船舶用原動機相当確認証書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科す。

19 第四項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第四条 機構がした小型船舶用原動機相当確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六百六十号）による審査請求を行うことができる。

**第五条 機構は** 施行日前においても、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の二十七に規定する業務のほか、小型船舶用原動機相当確認等事務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により小型船舶用原動機相当確認等事務が行われる場合には、船舶安全法第二十五条の二十第二項中「この法律若しくは小型船舶登録法」とあるのは、「この法律、小型船舶登録法若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」と、「規程若しくは小型船舶登録法」とあるのは「規程、小型船舶登録法」と、「登録測度事務規程」とあるのは「登録測度事務規程若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第四項に規定する小型船舶用原動機相当確認等事務規程」と、第二十五条の三十九及び第二十五条の四十第一項中「又は小型船舶登録法」とあるのは、「小型船舶登録法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条第一項に規定する」とする。

**第六条** 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、施行日前において

も、その者を附則第三条第一項の国土交通省令で定める船舶に設置される原動機に係る相当確認、相当手引書の承認及び相当原動機証書の交付に関する事務（以下「相当確認等事務」という。）を行う者として登録することができる。  
前項の規定による登録を受けた者（以下この

条において「船級協会」という。が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された書面は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行つた放出品確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の四十一、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。)並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに相当確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」に掲げる機械器具その他の設備」とあるのは「ガス分析装置」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

4 日本の船級協会の役員又は職員が、第二項の相当確認、相当手引書の承認又は書面の交付に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

5 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

6 第四項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

当原動機証書に相当する書面の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船舶協会（外国にある事務所において業務を行う者の除外。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、業務に關し、第九項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各項の罰金刑を科する。

13 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

14 船級協会は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項に規定する登録を受けたものとみなす。

**第七条** 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「平成二十二年新法」という。）第十九条の三から第十九条の九までの規定は、次の各号に定める日に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機であつて当該各号に定める日前に製造されたもの（平成二年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に建造され又は建造に着手された国際航海に從事する船舶に設

置された原動機であつて同日までに製造されたもののうち、当該原動機からの窒素酸化物の排放量を平成二十二年新法第十九条の三の放出基準に適合させる改造（以下この条において「基準適合改造」という。）を行うことができるものとして国土交通大臣が指定する型式のもの

（以下この条において「指定原動機」という。）を除く。）及び指定原動機が設置された船舶のうち当該指定原動機について基準適合改造を行なうことが困難な事情があるものとして国土交通大臣が指定する船舶に設置されたものについては、適用しない。ただし、当該原動機につきは、該各号に定める日以後に国土交通省令で定めることで、改造を行ったときは、この限りでない。

一　国際航海に従事する船舶　平成十二年一月一日

二　前号に掲げる船舶以外の船舶　第二議定書  
　　が効力を生じた日（平成十七年五月十九日  
　　附則第十条において「発効日」という。）

第九条　新海洋汚染等防止法第十九条の二十二第二項の規定は、施行日前に船舶に搭載された燃料油については、適用しない。

法律（昭和四十五年法律第二百三十六号。以下この条及び次条において「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十五の三の規定は、この法律の施行の際際に船舶に使用されている材料又は設置されている設備及び平成二十二年一月一日前において政令で定める日以前に船舶に使用されている政令で定めるオゾン層破壊物質（以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。）を含む材料又は同日以前に船舶に設置されている特定オゾン層破壊物質を含む設備については、適用しない。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第八十六条に定めるもののほか、何人も、海域において、前項の規定により海洋汚染等防止法第十九条の三十五の三の規定の適用を受けないこしとされている材料又は設備に含まれる平成二十一年新法第三条第六号の二のオゾン層破壊物質であつても、これをみだりに放出してはならぬ。

あつては、船舶所有者。次項及び第五項において同じ。)は、当該船舶に設置している前項に規定する設備(海洋汚染等防止法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定めるものを除く。)の名称及び設置場所を記載した一覧表(第六項)において単に「一覧表」という。)を当該船舶において

|    |  |
|----|--|
| 4  | 前項の船舶の船長は、オゾン層破壊物質記録簿を当該船舶内に備え付けなければならない。  |
| 5  | 第三項の船舶の船長は、同項の設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、オゾン層破壊物質記録簿への記載を行わなければならぬ。 |
| 6  | 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は船舶所有者の事務所に立ち入り、一覧表若しくはオゾン層破壊物質記録簿を検査させ、又は関係者に質問させることができる。   |
| 7  | 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。  |
| 8  | 第六項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  |
| 9  | 第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。   |
| 10 | 第三項、第四項又は第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。  |
| 11 | 第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。  |
| 12 | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか、その法人又は人に対しても、設置された設備であつて専ら同項の船舶発生油  |



(罰則の適用に関する経過措置)  
第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定めることができる。

(附則) (平成一六年四月二一日法律第三  
七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という)から施行する。

(調整規定)

第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日が施行日前となる場合における前条の規定については、同条(見出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

(附則) (平成一六年五月一九日法律第四  
八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃棄物海洋投入処分の許可及び海洋施設廃棄の許可に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前においても、新法第十条の六、第十八条の二又は第四十三条の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 環境大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第十条の六から第十三条の人まで(これららの規定を除く。)第十八条の二及び第四十三条の三の規定により、その許可をすることができる。

(新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む)、第十八条の二第一項又は第四十三条の三の規定は、施行する。

規定の例により、その許可をすることができる。

る。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第十三条の二第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の規定により許可を受けたものとみなす。

(新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む)の規定の例により公告があったときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、施行日前においても、新法第十条の六第五項(新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む)の規定の例により、環境大臣に意見書を提出することができる。

(附則) (平成一六年五月一九日法律第四  
八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(一) 附則第四十二条の規定

(二) 附則第四十二条の規定(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(附則) (平成一六年六月一八日法律第一  
二六号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則) (平成一六年六月一八日法律第一  
二六号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一) 附則第十七条の規定

(二) 附則第十七条の規定(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日

(附則) (平成一七年七月二六日法律第八  
七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(附則) (平成一八年六月一四日法律第六  
八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十二条の規定 平成十七年四月一日

(調整規定)  
(附則) (平成一八年六月二三日法律第一  
三五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一) 附則第十七条の規定

(二) 附則第十七条の規定(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日

(附則) (平成一八年六月二三日法律第一  
三五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則) (平成一八年六月二三日法律第一  
三五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一) 附則第十七条の規定

(二) 附則第十七条の規定(平成十六年法律第三百三十号)の公布の日

(附則) (平成一八年六月二三日法律第一  
三五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十九年五月三〇日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) (平成一九年五月三〇日法律第六  
二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の一千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定(「油」の下に「有害液体物質」を加える部分に限る)並びに第九条の六及び第十九条の二十六第一項ただし書の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(附則) (平成一九年五月三〇日法律第六  
二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要な「を検査させる」を「その他の機械器具を検査させる」に改める部分に限る)並びに第57条第十二号の改正規定 平成二十年四月一日

(命令に関する経過措置)  
(附則) (平成一九年五月三〇日法律第六  
二号) 抄

(施行期日)  
第一条 施行日前に海上保安庁長官がこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「旧法」という)第四十条の規定によりした命令(排出された油(特定油を除く)及び有害液体物質に係るものに限る)は、この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という)第三十九条第三項の規定により海上保安庁長官がした命令とみなす。

(附則) (平成一九年五月三〇日法律第六  
二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、海上保安庁長官が旧法第四十条の二第二項の規定によりした命令は、新法第四十条の二第二項の規定により国土交通大臣がした命令とみなす。

(附則) (平成一九年五月三〇日法律第六  
二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、この法律の施行後五年を目途として、新法第十八条及び第十九条の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則) (平成一九年五月三〇日法律第六  
二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

(附則) (平成一九年五月三〇日法律第六  
二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十九年六月一日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日月を超える改正規定(「油」の下に「有害液体物質」を加える部分に限る)並びに第48条第4項の改正規定(「油濁防除緊急措置手引書」の下に「若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書」を加える部分を除く)及び同条第八項の改正規定(「に立ち入り、」を「若しくは第三十九条の五の資材

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る経過措置)

**第二条** この法律の施行の際に現に特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしている者は、この法律の施行の日から起算して六ヶ月間（当該期間内にこの法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）の第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間）は、新法第十八条の七及び第十八条の八第一項の規定にかかるらず、引き続き当該の八第一項の規定にかかるらず、引き続き当該海底下廃棄をすることができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする場合においては、その者を新法第十八条の八第一項の許可を受けた者とみなして、新法第十八条の十、新法第十八条の十二において読み替えて準用する新法第十条の九並びに新法第四十八条第二項及び第六項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第十八条の十中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、環境省令で定める基準に適合せず、又は当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認める」と、新法第十八条の十二において読み替えて準用する新法第十条の九第一項中「環境省令で定めるところにより、当該許可に係る第十八条の八第二項第三号の監視に関する計画（この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの」とあるのは「環境省令で定める基準」と罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する措置については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、附則第一条に定めるものほか、この法律の施行に關する経過措置は、政令で定める。

必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 附 則（平成二十三年五月一九日法律第三号）

（施行期日）

下この条及び次条において「施行日」という。は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第三条及び第九条の規定）

**五 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日**

第一條 中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第八条の次に二条を加える改正規定（第八条の三に係る部分に限る。）、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第五十五条第一項第一号を加える改正規定及び同法第五十七条第二号の次に三号を加える改正規定（同条第二号の三及び第二号の四に係る部分に限る。）平成二十四年四月一日（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定）施行日

二 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する政令で定める日

三 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六条第一項及び第七条第一項の改正規定、同法第八条の次に二条を加える改正規定（第八条の二に係る部分に限る。）平成二十四年四月一日（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定）施行日

**六 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日**

第一條 中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第八条の次に二条を加える改正規定（第八条の三に係る部分に限る。）、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第五十五条第一項第一号を加える改正規定及び同法第五十七条第二号の次に三号を加える改正規定（同条第二号の三及び第二号の四に係る部分に限る。）平成二十四年四月一日（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定）施行日

二 相當証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

三 相當証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（一）国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

（二）相当証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（三）国土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通省令で定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準（第六項において「相当技術基準」という。）に適合すると認められたときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の改正規定（第七条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第二号の改正規定（同号の次に三号を加える部分に限る。）同法第十九条の三十七第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）同法第五十八条第二号の改正規定（第八条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第三号の次に一号を加える改正規定並びに同法第五十八条第二号の改正規定（第八条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第一項の規定（平成二十四年一月一日）

四 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条の三に一項を加える改正規定（第五条第一項の規定）

五 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日

第一條 中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条の三に一項を加える改正規定（第五条第一項の規定）

二 相當証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

三 相當証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（一）国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

（二）相当証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（三）国土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通省令で定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準（第六項において「相当技術基準」という。）に適合すると認められたときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の改正規定（第七条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第三号の次に一号を加える改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）同法第五十八条第二号の改正規定（第八条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第一項の規定（平成二十四年一月一日）

六 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日

第一條 中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条の三に一項を加える改正規定（第五条第一項の規定）

二 相當証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

三 相當証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（一）国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

（二）相当証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（三）国土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通省令で定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準（第六項において「相当技術基準」という。）に適合すると認められたときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の改正規定（第七条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第三号の次に一号を加える改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）同法第五十八条第二号の改正規定（第八条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第一項の規定（平成二十四年一月一日）

七 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日

第一條 中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条の三に一項を加える改正規定（第五条第一項の規定）

二 相當証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

三 相當証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（一）国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

（二）相当証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（三）国土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通省令で定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準（第六項において「相当技術基準」という。）に適合すると認められたときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の改正規定（第七条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第三号の次に一号を加える改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）同法第五十八条第二号の改正規定（第八条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第一項の規定（平成二十四年一月一日）

八 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日

第一條 中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条の三に一項を加える改正規定（第五条第一項の規定）

二 相當証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

三 相當証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（一）国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

（二）相当証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（三）国土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通省令で定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準（第六項において「相当技術基準」という。）に適合すると認められたときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の改正規定（第七条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第三号の次に一号を加える改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）同法第五十八条第二号の改正規定（第八条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第一項の規定（平成二十四年一月一日）

九 附則第五条の規定 平成二十四年三月一日

第一條 中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条の三に一項を加える改正規定（第五条第一項の規定）

二 相當証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

三 相當証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（一）国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

（二）相当証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行ひ、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者）は、相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

（三）国土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通省令で定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準（第六項において「相当技術基準」という。）に適合すると認められたときは、国土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の改正規定（第七条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第三号の次に一号を加える改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）同法第五十八条第二号の改正規定（第八条の二第二項）の下に「若しくは第八条の二第二項」を加える部分に限る。）同法第五十七条第一項の規定（平成二十四年一月一日）

- る。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。
- 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 第九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等の約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
- 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船舶協会（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科す。
- 第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七項において準用する同条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。
- 第三条 新法第十九条の四十六第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第二号に定める日前においても、その申請を行うことができない。新法第十九条の四十六第三項において準用する新法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。
- 第四条 新法第八条の二の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるまでの間は、適用しない。当該各号に定める日

- 一 附則第一条第三号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶（次号に掲げる船舶を除く。）同日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）に付いての同条若しくは新法第十九条の三十八の規定による定期検査若しくは中間検査（新法第十九条の四十六第二項の規定によりこれら（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）に付ける検査を行つたものとみなされる同項の検査を含む。）が開始される日又は附則第一条第六号六号に定める日のいずれか早い日、
- 二 外国船舶 附則第一条第六号に定める日（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 第五条 新法第八条の三第一項の規定による通報は、同条の規定の例により、附則第一条第六号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。
- 第六条 第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第七条に規定する指定原動機については、同条の規定により指定した型式ごとに国土交通大臣が告示で定める日から起算して一年を経過する日以後最初に行われる当該指定原動機が設置されている船舶の新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（当該指定原動機を除く。）についての同条の規定による定期検査（新法第十九条の四十六第二項の規定により当該検査を行つたものとみなされる同項の検査を含む。）が開始される日までの間は、新法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、適用しない。（処分、手続等の効力に関する経過措置）
- 第七条 この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為となす。
- 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）
- 第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措

置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

### 附 則（平成二二年五月二八日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則（平成二四年九月一二日法律第八九号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第九条及び第二十二条の規定一定 公布の日

二 附則第四条及び第十八条の規定 平成二十一年十一月一日

三 附則第八条の規定 平成二十五年七月一日

四 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律目次の改正規定（第十九条の二十五）を「第十九条の三十五の三」に、「第十九条の二十六第一項の規定 平成二十六年七月一日」を「第十九条の三十五の四」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の二第二号、第六章の二、第四十七条第一項及び第五十四条の四の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定（同条第二項第一号の改正規定を除く。）並びに同法第六十二条及び第六十三条の改正規定並びに附則第十条から第十七条までの規定 平成二十五年十月一日

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶があつては、平成二十五年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、平成二十七年六月三十日以前に船舶所有者に対しては、施行日から起算して五年を超えない範囲

については、施行日以後最初に行われる第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十六の規定による定期検査（以下単に「定期検査」という。）若しくは新海洋汚染等防止法第十九条の三十八の規定による中間検査（国土交通省令で定めるものに限る。以下単に「中間検査」という。）又は新海洋汚染等防止法第十九条の四十六第二項の規定によりこれら（船舶間貨物油積替作業手引書を除く。）に付ける定期検査若しくは中間検査を行つたものとみなされる同項の検査（以下「船級協会検査」といふ。）が開始される日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の四十五第一項及び第十九条の二十八第一項の規定は、適用しない。

二 現存船についての新海洋汚染等防止法第十九条の二十五第一項の規定の適用について（新法第十九条の四十六第二項の規定による定期検査若しくは中間検査（以下「船級協会検査」といふ。）が開始される日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の二十八第一項の規定は、適用しない。）

三 第十九条の二十六第一項の規定は、新法第十九条の三から第十九条の九までの規定は、適用しない。

四 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律目次の改正規定（第十九条の二十五）を「第十九条の三十五の三」に、「第十九条の三十五の四」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の二第二号、第六章の二、第四十七条第一項及び第五十四条の四の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定（同条第二項第一号の改正規定を除く。）並びに同法第六十二条及び第六十三条の改正規定並びに附則第十条から第十七条までの規定 平成二十五年十月一日

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶があつては、平成二十五年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて、平成二十七年六月三十日以前に船舶所有者に対しては、施行日から起算して五年を超えない範囲

- 第五条 監督対象外国船舶（新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項に規定する監督対象外国船舶をいう。次項において同じ。）である現存船については、施行日以後最初に行われる定期検査若しくは中間検査に相当する検査又は船舶協会検査に相当する検査が開始される日（新第一議定書締約国の現存船以外の現存船にあつては、施行日から起算して五年を超えない範囲



同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

#### (罰則の適用に関する経過措置)

**第二十一条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第二十二条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二五年六月一二日法律第三十九号) 抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六十九号) 抄

（施行期日） 第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。（この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることと））

さられる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの訴えの提起には、なお従前の例による。

#### （罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二六年六月一八日法律第七三号) 抄

（施行期日） 第一条 この法律は、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（次条第一項において「船舶バラスト水規制管理制度」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二六年六月一八日法律第七七号) 抄

（施行期日） 第一条 この法律は、特定水バラスト交換排出以外の有害水バラスト交換排出を行わない現存船についての新法第十九条の四十一

条の三十六（有害水バラスト処理設備に係る部

分の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第二条第

一项の政令で定める日以後初めて」とする。

二 附則第三条から第七条までの規定 この法

律の施行の日（以下「施行日」という。）前

の政令で定める日

#### （経過措置）

**第一条** 船舶バラスト水規制管理条約第十八条

の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効力を持する日前に建造され又は建造に着手され

た船舶（湖沼等（湖、沼又は河川の区域（港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において航行の用に供する船舶類を含む。以下この条において「現存船」という。）

2 からこの条において「現存船」という。）のうち、特定水バラスト交換排出（有害水バラストを水域に流し、又は落とすことをいう。以下この条において同じ。）のうち、特定水バラスト交換排出（特定水バラスト交換（水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積み込みが可能なものとして政令で定める水域において、当該船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下同じ。）に積まれている水バラストを流し、又は落とし、代わりに当該水域の水を水バラストとして積み込むことをいう。以下この項において同じ。）を行うための有害水バラスト排出及び当該特定水バラスト交換を行った後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出であつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的小なものとして政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）については、公布の日から起算して十年を超えない範囲内において政令で定めたるまでの間は、この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条第一項本文（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 現存船については、特定水バラスト交換排出以外の有害水バラスト排出を行わない場合に限り、前項に規定する政令で定める日までの間は、新法第十七条の二（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十九条の四十一（新法第十七条の二第一項に規定する有害水バラスト処理設備（以下「有害水バラスト」という。）に係る部分に限る。）に係る規定は、適用しない。

3 有害水バラスト交換排出以外の有害水バラスト排出を行わない現存船についての新法第十九条の三十六（有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「最初」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第二条第

一项の政令で定める日以後初めて」とする。

4 第二項の規定による相当指定の申請をした者は、施行日前においても、その申請に係る型式は、取消しの日までに製造された有害水バラスト処理設備について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

5 第二項の規定による相当指定の申請をした者は、施行日前においても、その申請に係る型式は、相当指定有害水バラスト処理設備につき、国土交通省令で定めるところにより、新法第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備説明書に相当する書面（以下「相当証明書」という。）を交付することができる。

6 何人も、前項に規定する場合を除くほか、有害水バラスト処理設備につき相当証明書又はこの規定において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の技術上の基準に相当する基準（第三項において「相当技術基準」とい

う。）に適合するものであることについての同号の確認に相当する確認（以下「相当確認」という。）又は新法第十七条の七第一項に規定する有害水バラスト処理設備製造者等の申請に係る有害水バラスト処理設備の型式についての同項の規定による指定に相当する指定（以下この項において「相当指定」という。）を行うことによる。

2 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備の規定による指定に相当する方法（以下この項において「相当指定」という。）を行うことにより有害水バラストの処理を行うものについて相違認又は相当指定をしようとするときがでできる。

3 國土交通大臣は、第一項の規定によりその規定による相当指定を受けた有害水バラスト処理設備（次項において「型式相当指定有害水バラスト処理設備」という。）が相当技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その相当指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製造された有害水バラスト処理設備について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

4 第二項の規定による相当指定の申請をした者は、施行日前においても、その申請に係る型式は、相当指定有害水バラスト処理設備につき、国土交通省令で定めるところにより、新法第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備説明書に相当する書面（以下「相当証明書」という。）を交付することができる。

5 何人も、前項に規定する場合を除くほか、有害水バラスト処理設備につき相当証明書又はこの規定において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の技術上の基準に相当する基準（第三項において「相当技術基準」とい

者が交付した有害水バラスト処理設備証明書とみなす。

相当確認及び相当指定の申請書の様式その他  
相当認定及び相当指定に関し必要な事項並びに  
相当証明書の様式他相当証明書に関し必要な  
事項は、国土交通省令で定めることとする。

前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてして  
国土交通省令で定める額の手数料を國に納付  
なければならぬ。  
勘案して政令で定めるものに限る。次条第六項  
二条第一項に規定する独立行政法人であつて、  
当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を  
受けようとする者（国及び独立行政法人）（独立  
行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第  
二条第一項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して  
国土交通省令で定める額の手数料を國に納付す  
なければならない。

なければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認又は相当指定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

**第四条** 国土交通大臣又は船級協会（次条第一項の規定による国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、施行日前においても、相当確認又は相当証明書の交付を受けた有害水バラスト処理設備及び新法第十七条の三第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書（以下この条において「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。）について、新法第十九条の三十六又は第十九条の四十六第二項に規定する検査に相当する検査（以下「相当検査」という。）を行うことができる。

国土交通大臣が相当検査の結果当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書についてそれぞれ国土交通省令で定める新法第十七条の二第五項（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）又は新法第十七条の三第四項（新法第十七条の六において準用する場合を含む。）において準用する新法第七条の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準（第八項において「相当技術基準」と総称する。）に適合すると認めたときは、国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書

に相当する証書（次項において「相当証書」という。）を交付しなければならない。

3 前項の規定により交付した相当証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 国土交通大臣は、新法第十九条の四十三第一項に規定する船舶所有者の申請により、施行日前においても、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る同項の国際海洋汚染等防止証書に相当する証書（次項

5 において  
相当証書」という。)を交付するこ  
とができる。  
前項の規定により交付した相当証書は、その  
交付後施行日までの間に国土交通省令で定める  
事由が生じたときを除き、施行日以後は、有害

水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る新法第十九条の四十三第一項の規定により交付した国際海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその

6  
交付をした日とする。  
次に掲げる者（国及び独立行政法人を除く。）  
は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の  
手数料を国に納付しなければならない。  
一 國土交通大臣の行う相当検査を受けようと  
する者

三 交付を受けようとする者に限る。)  
四 第四項に規定する相当証書の交付を受けようとする者  
五 第二項に規定する相当証書又は第四項に規定する相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

7  
前条第九項の規定は、前項の手数料の納付について準用する。この場合において、同条第九項中「相當確認又は相當指定」とあるのは、「次条第六項各号の相當検査、交付又は再交付若しくは書換え」と読み替えるものとする。  
8 船級協会が相當検査を行い、かつ、船級の登録をした船舶は、該当船級を有する間は、国土

交通大臣が当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書について相互通報を行ひ、相互通報を行ふ旨を認めた。

に限る)に係る部分を除く)第二十五条の四十九第一項、第二十五条の五十、第二十五条の五十一、第二十五条の五十三、第二十五条の五十五、第二十五条の五五、第二十五条の五十七(第二十五条の三十四項の規定の準用に係る部分を除く)、第二十五条の五十八(第一

（第二十一条の三十一）（第二十一条の三十二）（第二十  
二号及び第三号（第二十五条の五十二）に係  
る部分に限る。）並びに第二項第二号（第二十  
五条の規定により読み替えで準用する  
第二十五条の三十第四項に係る部分に限る。）  
に係る部分を除く、（第二十号の五十一）

第二十五条の六十一まで及び第二十五条の六十二（第三号に係る部分を除く。）の規定は、前項の登録並びに前条第一項の船級協会及び相当検査について準用する。この場合において、同

法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第三」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるほか、これらの規定に關し必要な技術的充當者は、改令で

3 船級協会は、施行日において、新法第十九条の四十六第一項に規定する登録を受けた者とみなす。

しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万

円以下の罰金に処する。  
前項の罪を犯した者が自首したときは、その  
刑を減輕し、又は免除することができる。  
前条第二項において準用する船舶安全法第二  
十五条の五十八第一項の規定による業務の停止  
の命令に違反したときは、その違反行為をした  
船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又  
は五十万円以下の罰金に処する。  
偽りその他不正の行為により附則第四条第二

項に規定する相当証書又は同条第四項に規定する相当証書の交付を受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

前条第一項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会（外国にある事務所において業務を行なう者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下

者のを除く)の従員又は職員に三十万円以下の罰金に処する。  
前条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は三十万円以下の罰金に処する。

罰金に処する。  
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、  
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業  
務に関し、第六項、第七項又は前項の違反行為  
をしたときは、行為者を罰するほか、その法人  
又は人に対して、当該各項の刑を科する。  
前条第二項において準用する船舶安全法第二  
十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸  
表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき

（準備行為）  
事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又  
は正当な理由がないのに同条第二項各号に掲げ  
る請求を拒んだ者（外国にある事務所において  
業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過  
料に処する。

**第七条** 新法第十九条の四十六第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。同条第三項において準用する新法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とす  
る。

(政令への委任)  
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成二十九年五月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

第四十八条 (政令への委任) この法律に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二十九年六月二一日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の一、第一百三十三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年五月三一日法律第十六号)

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和元年五月三一日法律第十八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則** (令和三年五月二一日法律第四三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条、第五条及び第六条の規定並びに附則第十四条(登録免許税法別表第一第一百二十八号の改正規定を除く。)及び第十五条の規

定期 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五十九条の規定(公布の日)

**別表第一** (第九条の七関係)

一 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艤装の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

一 第五百九条の規定(公布の日)

一 該各号に定める日から施行する。

二 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第五百九条の規定(公布の日)

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 いて三年以上の実務の経験を有する者

三 その表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

三 第五百九条の規定(公布の日)

三 その表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

て化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者

二 確認業務又は有害液体物質を輸送する船舶の貨物艤装の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 いて三年以上の実務の経験を有する者

三 その表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

三 ガス分析装置

二 温度計

二 回転計

二 動力計

二 船速計

二 寸法計測機器

二 圧力計

三 流量計

四 油分濃度計

五 絶縁抵抗計

五 質量計

五 比重計

五 引張強度試験機

四 分光光度計

四 絶縁抵抗計

四 質量計

四 比重計

四 引張強度試験機

三 分光光度計

三 絶縁抵抗計

三 質量計

三 比重計

三 引張強度試験機

三 絶縁抵抗計

三 質量計

三 比重計

三 引張強度試験機